

2016

12.9



午後6時～  
(開場時間 午後5時半)

## 仙台弁護士会館 4階

宮城県仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号

入場無料・予約不要

昨年採決が強行された安保関連法は本年3月に施行されるに至りましたが、憲法違反の法制であることには変わりはなく、弁護士会は安保関連法の廃止を求めるとともに、その適用・運用に反対しています。

そして今、安保関連法に基づく自衛隊の南スーダン派遣が議論され、派遣される部隊は陸上自衛隊東北方面隊とされています。

安保関連法はどのように運用されようとしているのか、長年にわたり安全保障・外交・自衛隊の問題について研究を深めてきた井上正信弁護士（広島弁護士会）から現状についてわかりやすくご講演いただきます。

### 報告

#### 日本弁護士連合会人権擁護大会シンポジウム 第1分科会・大会宣言の報告

報告者／仙台弁護士会・憲法委員会委員

### 講演



## 安保法制の運用と 憲法9条

～南スーダンの現状から考える～

講師／広島弁護士会 井上 正信氏

# 憲法9条の運用と 安保法制の運用と

南スーダンの  
現状から考える

仙台弁護士会 第41回憲法連続市民講座

### ◆ 質疑応答



主催／仙台弁護士会 共催／日本弁護士連合会(予定)

問い合わせ 仙台弁護士会 022-223-1001